

令和2年度 第2回経営協議会 議事録

日 時：令和2年12月11日（金）14：00～14：55

出席者：稲永議長（理事長）、木村委員（学長）、百岳委員（専務理事）、宮脇委員、金子委員、徳永委員、渋沢委員、古河委員（副学長）、小松委員（副学長）、光石監事、秋山監事

場 所：長崎県立大学佐世保校第1会議室・第2会議室

○配付資料

- 【資料 1】 令和3年度長崎県公立大学法人予算編成方針（案）
- 【資料 2】 育児短時間勤務制度の導入について
- 【資料 3】 長崎県公立大学法人組織規則の改正に係る新旧対照表
- 【資料 4】 長崎県公立大学法人決裁規程の改正に係る新旧対照表
- 【資料 5】 長崎県公立大学法人授業料等徴収規程の改正に係る新旧対照表
- 【資料 6】 令和2年度長崎県公立大学法人補正予算（案）
- 【資料 7】 令和2年度長崎県公立大学法人の賃金改定等について
- 【資料 8】 令和2年度卒業予定者内定取得状況（11月30日現在）

○議 事

【審議事項】

- (1) 令和3年度予算編成方針(案)について
- (2) 育児短時間勤務制度導入に係る関係規定の改正について
- (3) 長崎県公立大学法人組織規則の改正について
- (4) 長崎県公立大学法人決裁規程の改正について
- (5) 長崎県公立大学法人授業料等徴収規程の改正について
- (6) 令和2年度長崎県公立大学法人補正予算（案）について

【報告事項】

- (1) 令和2年度長崎県公立大学法人の賃金改定等について
- (2) 令和2年度卒業予定者内定取得状況

【審議事項（１）】令和３年度予算編成方針(案)について

事務局より資料１に基づき説明を行い、案のとおり了承された。

なお、令和３年度予算については、了承された当方針を踏まえ編成作業を行い、令和３年３月開催の経営協議会において予算案を審議する。

【審議事項（２）】育児短時間勤務制度導入に係る関係規定の改正について

事務局より資料２に基づき説明を行い、案のとおり承認された。

（主な質疑等）

委員）他の法人の制度を参考としているのか。

事務局）長崎県の制度に合わせている。

委員）男性も対象になるか。

事務局）男女の区別なく対象となる。

【審議事項（３）】長崎県公立大学法人組織規則の改正について

事務局より資料３に基づき説明を行い、案のとおり承認された。

【審議事項（４）】長崎県公立大学法人決裁規程の改正について

事務局より資料４に基づき説明を行い、案のとおり承認された。

【審議事項（５）】長崎県公立大学法人授業料等徴収規程の改正について

事務局より資料５に基づき説明を行い、案のとおり承認された。

（主な質疑等）

委員）規程の改正により減免対象者はどの程度になるか。

事務局）令和２年度より修学支援法の施行に伴い、同法による授業料減免が実施されるため対象者は拡大する。今年度の同法による減免対象者は約４５０人、減免額は約１億９千万円を見込んでいる。昨年度の約５,２００万円から大幅に増加することになる。

委員）乗用車を所持または常時使用している学生は減免の対象としないという規定があるようだが、どのような理由からか。

事務局）この規定は、学資負担者が死亡、長期療養、失業などにより生活が困窮し、授業料の納付が極めて困難となった学生に対し適用するもので、乗用車は贅

沢品であるとの解釈によるものである。ただし、長距離通学で乗用車を使用する学生は除外している。

委員) 現在は乗用車が普及しており、この規定は必要であろうか。

事務局) 今後、検討することとしたい。

【審議事項(6)】令和2年度長崎県公立大学法人補正予算(案)について事務局より資料6に基づき説明を行い、案のとおり承認された。

(主な質疑等)

委員) 運営費交付金の減額分については県に返還するのか。

事務局) 運営費交付金については、四半期ごとに県に対し所要額を請求し交付を受けている。第4四半期分が1月に交付されるので、減額分を調整のうえ県に請求することになる。

【報告事項(1)】令和2年度長崎県公立大学法人の賃金改定等について事務局より資料7に基づき、令和2年度の賃金改定の概要等について説明を行った。

【報告事項(2)】令和2年度卒業予定者内定取得状況事務局より資料8に基づき、令和2年度卒業予定者の令和2年11月30日現在における就職内定取得状況について報告を行った。

以上